

加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画（平成30年度から令和4年度）の総括

1 背景

平成28年9月、市内の中学校2年生が、いじめが原因で自らの命を絶ちました。

「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育理念に掲げる教育委員会にとって痛恨の極みであり、本来、子どもにとって安全・安心であるべき学校で、このような痛ましい事案が起こったという現実、本市の教育の在り方に大きな課題を投げかけました。

本市では、当該事案をいじめ重大事態と認定し、平成28年11月に設置された第三者委員会である「いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」）で事実確認の調査を行い、平成29年12月の対策委員会からの市長への答申で以下の提言及び提言を確実に実行していくための方策が示されました。

<提言（概要）>

- アセスの結果の不十分な読み取りと、アンケート用紙の確認に関すること
- 法で定められたいじめの定義に対する不十分な認識と対応のこと
- SOSのサインに気づけなかった教職員の危機管理意識のこと
- 生徒指導に係る教職員間での情報伝達方法と情報共有に係ること
- 「いじめ防止・対応マニュアル」に沿った組織的な対応が十分にできなかったこと

<方策（概要）>

- 全市的な「いじめ防止対策改善基本5か年計画」（以下「改善基本5か年計画」）を策定すること
- 学校は、「改善基本5か年計画」に基づき「いじめ防止対策改善プログラム」（以下「改善プログラム」）を策定し、5年間にわたり実践すること
- 教育委員会は、関係教職員に再発防止に向けた意識付けを行うこと
- 第三者機関を設置し、いじめ防止対策の取組をチェックすること
- 遺族に「改善基本5か年計画」「改善プログラム」の取組状況を1年に1回報告すること

平成30年2月に教育委員会が策定した改善基本5か年計画は、「二度と子どもの尊い命が奪われるようなことがあってはならない」という強い決意のもとに、子どもの成長に責任を持つ大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との危機意識をもち、未然防止と、早期発見・早期対応を具現化するための計画です。

また、学校は改善基本5か年計画に基づき、学校いじめ防止基本方針をプログラム化した改善プログラムを策定し、教育委員会並びに学校は、これらの計画等に基づきいじめ防止対策に取り組んできました。

そして、第三者機関である加古川市いじめ防止対策評価検証委員会（以下「評価検証委員会」）による学期ごとの検証・改善を繰り返しながら、「児童生徒が安全・安心に学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加し活躍できる」、「児童生徒が困ったときにSOSが出せ、教職員が敏感にそのサインに気づくことができる」、「学校・家庭・地域・関係機関が連携して、いじめ問題を解消する取組ができる」、「全ての児童生徒に、いじめをなくそうとする意識が浸透する」を目指して、いじめ防止対策に取り組んできました。

平成30年度から5年を経たことを受け、改善基本5か年計画の4つの行動目標である「いじめ問題等の未然防止への取組を推進する」（以下「未然防止への取組」）、「いじめ問題等の早期発見・早期対応への取組を推進する」（以下「早期発見・早期対応への取組」）、「いじめ問題等の解決を図るため、

関係機関と連携した取組を推進する」(以下「関係機関との連携を強化した取組」)、「いじめ問題等の解決を図るために、推進体制、検証体制の充実を図る」(以下「推進体制・検証体制を整える取組」)ごとに、各取組における改善対策の「成果」、「課題」、「今後の展開」を総括します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大(以下「コロナ禍」)により、令和2年度第1回から令和3年度第3回評価検証委員会については、紙面又はリモートによる開催となりました。

2 改善基本5か年計画の実施

平成30年7月21日に開催されました第1回評価検証委員会では、改善基本5か年計画を推進するうえで、「いじめは起きている前提で、どう見つけ、対応するかに重点を置くべきである」、「具体的な事例やいじめの定義について、学校や教職員間で共有する機会をつくってほしい」、「学校ごとの特徴を踏まえて、課題を積極的に抽出してもらいたい」などの意見が示されました。委員長からは、改善基本5か年計画を実行性のあるプログラムとするために、今後の基本姿勢が以下のとおり示されました。

<基本姿勢>

- 教育委員会及び学校に対する批判的なパートナーとして、専門的な立場から厳しい指導を行う
- いじめ防止対策に関するPDCAサイクルを回し、5年間でよりよい計画へと昇華させる
- 最終的にはいじめ防止対策から、よりよい学校経営、学級経営の実現を目指す

この基本姿勢による評価検証委員会から助言や意見に基づき展開しました各行動目標の取組状況、成果と課題及び今後の展開について、以下のとおり報告します。

(1) 未然防止への取組

いじめを未然に防止するためには、いじめを発生させないことが重要であることから、法で定められたいじめの定義の理解、教職員への再発防止に向けた意識付けや児童生徒へのいじめをなくそうとする意識の浸透等への取組を実施しました。

<主な取組>

- 家庭への啓発(チラシの全家庭配付)
 - ・「子どもはいつも求めています」、「子どものSOS発見チェックリスト」(4月)
 - ・「いじめをしない、させない、見逃さない」(9月)
- 心の絆プロジェクト児童会・生徒会代表者ミーティング(8月)
- いじめ防止市民フォーラム(9月)
- 子ども向け相談行動促進(自殺予防教育)に係る取組
 - ・リーフレット「大切なあなたへ」「大切なあなたへ 友だちへ」を配付
 - ・小学校5年生～中学校3年生で授業実施
- 学校運営協議会との連携による活動の推進(令和3年度全小中学校において組織化)
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携
 - ・児童クラブ等の学校外施設との情報共有
 - ・学校ホームページ等を活用したいじめ防止対策の周知

いじめの未然防止に向けて大切なことは、いじめ防止対策推進法(以下「法」)第2条に規定されるいじめの定義への理解が不可欠です。そのため、家庭への啓発について、毎年4月の家庭訪問時に、学級担任を通じて、「子どもはいつも求めています」、「子どものSOS発見チェックリスト」を保護者に配付し、些細なことでもいじめの可能性のあることを意識いただき、児童生徒の異変に気付いた場合は学校へ連絡するよう啓発してきました。また、9月の「いじめ防止啓発月間」では、「いじめをしない、させない、見逃さない」を全児童生徒及びその保護者へチラシを配

付し、いじめについての理解、いじめられた場合やいじめを見かけた場合は教師に相談するよう啓発してきました。さらに相談を促す取組として、相談行動促進（自殺予防教育）の授業を小学校5年生以上を対象に令和元年度から実施し、児童生徒には自分のことのみならず、友だちのことについても教師に伝える意識が醸成されてきました。しかし、いじめが発生した際に学校が対応するなかで、いじめたとされる児童生徒の保護者のなかには、法に規定する定義が理解されていないこともあります。今後も、学校において年度当初や入学時等で学校のいじめ基本方針や取組状況を説明し、いじめの理解を促す必要があります。

次に、児童生徒の主体的な取組として、8月に心の絆プロジェクト児童会・生徒会代表者ミーティングを開催してきました。そこでは、「いじめを許さない学校づくり」に向けて各学校の取組を紹介し、各中学校区の学校園連携ユニットで取り組む内容の検討や具体的な活動、スローガンを検討してきました。また、9月に開催するいじめ防止市民フォーラムにおいて、児童会・生徒会代表者ミーティングの取組を学校関係者、保護者、地域住民に発表するとともに、いじめ防止市民フォーラムの状況を学校だより、校内の掲示、参観日等を通じて周知を図ってきました。さらに、児童会・生徒会代表者は、いじめ防止市民フォーラムで発表したいじめ防止の取組内容を自校に戻って児童生徒と共有し、児童生徒の自主的な活動に繋げてきました。生徒が主体的に活動した事例としては、自校の校則について見直しを図り、生徒自らが学校生活をよりよくしようと根気強く取り組んだことが多くの中学校で見られました。今後も、いじめ防止対策については、大人主導で問題解決や解消を図ってだけでなく、子ども自らの力で予防することや解決を図ることができるよう、また、子ども自らの力で学校生活を改善していけるよう、子どもたちの活動を教師が後方支援していき、子どもたちの成長を促進するための取組として継続して実施していきます。さらに、「児童の権利に関する条約」を学校経営、学級経営の根幹に据えることを意識し、いじめ防止対策だけでなく、子どもたちが安心して自分たちの力を存分に発揮できる学校を目指していきます。

なお、令和3年度に全小中学校において組織化された学校運営協議会において、学校のいじめ基本方針や改善プログラムを説明していますが、今後も運営協議会を活用していじめ防止対策を地域へ周知し、また、学校外施設とのいじめ防止対策の連携強化を進めていく必要があります。

(2) 早期発見・早期対応への取組

些細なこともいじめに発展する可能性があることを常に意識し、積極的にいじめを認知するとともに、学校組織による早期対応が必要となります。教職員のさらなる資質と指導力の向上と児童生徒への相談行動の促進の取組を実施し「いじめの見逃しゼロ」に向けて様々な取組を実施しました。

<主な取組>

- 学校運営協議会との連携による活動の推進〔再掲〕
- 学校環境適応感尺度（アセス）（以下「アセス」）の実施及び活用
 - ・小学校3年生～中学校3年生を対象に、学校生活に関するアンケート（1回目：1学期、2回目：2学期）の実施
- 心の相談アンケートの実施
 - ・小学校3年生～中学校3年生を対象に、アンケート（1回目：1学期、2回目：2学期）の実施
- 教育相談の実施
 - ・心の相談アンケート後に、全児童生徒を対象に教育相談の実施
- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に係る取組〔再掲〕
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携〔再掲〕
- 教職員の資質と指導力の向上
 - ・学校生活適応推進研修講座及び相談行動促進（自殺予防教育）研修会の実施

- チーム学校による組織的な対応
 - ・教職員、専門スタッフ（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールアシスタント、メンタルサポーター）等と連携・協働して、学校運営上の諸課題に対応
- 不登校児童生徒への支援の充実
 - ・わかば教室の増設、小学校へのメンタルサポーターの配置
- いじめ重大事態への対応

平成25年度から実施しているアセスでは、児童生徒の学校生活に関するアンケートにより学校環境への子どもの適応感を数値化し分析を行い、特に要支援領域にある児童生徒へ支援にあたってきました。平成30年度からは、アセス推進担当教員は主幹教諭が担うこととし、主幹教諭や学校管理者を中心としたアセス推進体制の強化を図ってきました。また、平成30年度からは、いじめに関するアンケートである「いじめ相談シート」を改め、児童生徒が回答しやすい設問方式の「心の相談アンケート」を実施してきました。そして、「心の相談アンケート」により、いじめの早期発見を行うとともに、アンケート後には、全児童生徒を対象とした教育相談を実施してきました。これらを通して、アンケートだけでは見えないいじめの発見に繋がってきました。この結果、学校は積極的にいじめの認知を進め、いじめの認知件数は増加傾向となっています〔表1〕。なお、教育委員会では、長期休業期間（夏季休業日・冬季休業日）中に学校を訪問し、学校の取組（アセス、教育相談、改善プログラム）についての点検及び指導を行ってきました。訪問時には、要支援領域にある児童生徒への対応方法やアセスの結果からの分析方法などを指導するとともに、各学校と教育委員会がいじめ防止対策の連携及び情報の共有を行ってきました。今後も「いじめの見逃しゼロ」を目指して取り組んでいきます。

教職員の資質と指導力の向上については、平成30年度から令和3年度の3年間（令和2年度はコロナ禍で未実施）で、学校生活適応推進研修講座（学級経営・協同学習・SEL・カウンセリング・不登校対応等）のいずれかの研修を全教職員が1回以上受講し、延べ1,427人の教職員が受講しました。また、SOSの出し方に関する教育として実施している相談行動促進（自殺予防教育）研修会を令和元年度から実施し、教員の学級経営力やカウンセリング力等の向上を図ってきました。児童生徒から教員への相談割合は増加していますが、今後も継続した取組みになるよう、教員のさらなる資質の向上を目指す必要があります。

チーム学校による組織的な対応については、学校に教員以外の専門スタッフ（スクールカウンセラー22人・スクールソーシャルワーカー12人・スクールアシスタント51人、メンタルサポーター15人）を配置し連携した取組を進めてきました。しかし、先行きが不透明な社会情勢の影響もあり、児童生徒及びその保護者が抱える課題は、複雑化多様化しています。これら課題に対応するためには、コーディネーターを中心とした多職種連携による取組が重要となります。現在、各学校に教育相談コーディネーターを配置していますが、教員が兼ねていることから時間的な制約が課題となっています。

不登校児童生徒への支援の充実については、コロナ禍による生活環境の変化による生活リズムの乱れや、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等の要因から、不登校児童生徒数が急激に増加しています〔表4〕。令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒のうち47.4%の児童生徒が相談や指導を受けていない結果となっていることから、令和4年7月より、全児童生徒に配付している端末機であるChromebookのモニター内に「加古川ホットライン」のタブを設定し、兵庫県教育委員会の相談窓口の「ひょうごっ子SNS悩み相談（24時間）」の相談ページへ直接繋がるようシステムを構築しました。児童生徒の相談を促進した結果、多くの相談が寄せられました。匿名性が高いことから、相談者を特定しにくい場合がありますが、気になる相談内容については学校へ情報提供を行っています。また、不登校及び不登校傾向にある児童の急増を受け、令和4年度に試行的に3か所の小学校にメンタルサポーターを配置し検証していますが、配置した結果、学校復帰や教室復

帰に繋がった例もあり、ある一定の効果が見られました。今後は計画的にメンタルサポーターの配置を拡充していきたいと考えています。さらに、学校外の居場所における教育機会の確保を目指して、令和5年度から従来のわかば教室（適応指導教室）に加えて、サテライト型の教室を市内3か所の公民館及び少年自然の家（野外活動施設）に設置しました。今後も、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対して、様々な体験を通じて社会性の醸成と学習への支援、居場所の確保を図っていきます。

いじめ重大事態への対応については、改善基本5か年計画開始以降、いじめ重大事態が8件発生しています。いずれも不登校重大事態〔表5〕となっており、発生後は学校主体の調査を教育委員会と連携しながら行い不登校の解消に向けて取り組んでいます。今後は、学校主体の調査組織に第三者として調査員（専門家）を派遣し、早急に調査を行い再発防止に努めるとともに、児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう取り組んでいきます。

◆ いじめ認知件数〔表1〕

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	55件	169件	466件	894件	628件	762件	797件
中学校	41件	121件	210件	295件	208件	222件	228件
合計	96件	290件	676件	1,189件	836件	984件	1,025件

◆ いじめの様態〔表2〕

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
からかい・悪口	58.0%	63.6%	61.4%	62.4%	56.5%
仲間外れ・無視	5.3%	6.5%	6.7%	3.9%	5.7%
ネットでの誹謗中傷	2.3%	1.9%	3.3%	2.7%	2.2%
暴力	12.7%	13.5%	11.5%	16.1%	19.7%
恐喝	0.3%	0.2%	0.4%	0.4%	0.6%
その他	21.4%	14.3%	16.7%	14.5%	15.3%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※ 様態のその他の項目は、落書き、もの隠し、嫌がらせ、いたずらなど

◆ いじめ発見のプロセス〔表3〕

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
アンケート	9.9%	19.1%	22.0%	18.4%	7.8%
本人	42.0%	33.2%	29.4%	32.2%	37.5%
他の児童生徒	9.6%	11.2%	9.8%	10.5%	10.5%
学級担任	8.9%	8.7%	5.6%	5.3%	8.9%
関係教員	4.6%	2.1%	2.1%	2.7%	2.6%
養護教諭	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%
保護者	24.0%	23.8%	30.4%	30.0%	31.7%
その他	1.0%	1.7%	0.6%	0.8%	0.7%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※ 発見のプロセスのその他の項目は、独自の教育面談、スクールカウンセラーなど

〔表1、表2、表3より〕

些細なこともいじめに発展する可能性があることを意識した結果、いじめの認知件数は増加傾向にあります。今も多くのいじめが発生していることは課題となっています。

いじめの様態では、からかい・悪口によるいじめが毎年半数以上を占めています。また、児童

生徒のスマートフォンの普及率が高くなるなか、ネット上での誹謗中傷の割合は低くなっていますが、SNS上でのいじめは、グループLINEによる仲間外れ・無視が大半であることから、いじめが潜在化しているため早期の発見にはつながらない課題はあります。公開されているSNS上のいじめは、令和2年度から実施している専門機関と連携したネットパトロールで発見した場合は、適切な指導を行っているところです。

各学校では情報モラル教室・教育を実施していますが、情報モラルについては保護者の協力が不可欠であることから、今後は保護者対象の情報モラル教室の拡充や、積極的な家庭内でのスマートフォンの利用に関するルール作りを保護者に促す必要があります。

◆ 不登校児童生徒数〔表4〕

小学校

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	不登校の主な要因(R4年度市)
市不登校数	77人	83人	105人	166人	236人	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力、不安 41.9% ・生活リズムの乱れ 22.0% ・親子関係・家庭内不和 15.3% ・いじめを除く友人関係 8.9%
90日以上	27人	39人	78人	39人	96人	
市不登校率	0.53%	0.58%	0.74%	1.20%	1.75%	
県不登校率	0.65%	0.82%	1.01%	1.32%	未確定	
全国不登校率	0.70%	0.84%	1.01%	1.30%	未確定	

中学校

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	不登校の主な要因(R4年度市)
市不登校数	251人	294人	333人	414人	453人	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力、不安 44.2% ・生活リズムの乱れ 22.5% ・いじめを除く友人関係 9.3% ・学業の不振 8.2%
90日以上	165人	202人	254人	202人	297人	
市不登校率	3.55%	4.24%	4.78%	5.98%	6.50%	
県不登校率	4.30%	4.62%	4.91%	5.82%	未確定	
全国不登校率	3.81%	4.12%	4.30%	5.00%	未確定	

※ 不登校とは、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席した者

〔表4より〕

本市の不登校及び不登校傾向児童生徒数は、令和2年度以降のコロナ禍において急増しており、令和3年度の不登校児童生徒数は、前年度比過去最高の約32%増で、令和4年度は、前年度比約19%増となりました。特に小学校における不登校児童数が急増し、令和2年度は本市として初めて100人を超え、さらに令和3年度は前年度比約58%増、令和4年度は前年度比約42%増であり、初めて200人を超える結果となりました。

◆ いじめ重大事態〔表5〕

	校種	法第28条第1項重大事態※1		調査主体		第三者委員会	
		第1号※2	第2号※3	学校	教育委員会	無	有
H28年度	小学校						
	中学校	1			1		1
H29年度	小・中学校						
H30年度	小学校		1		1		1
	中学校						
R1年度	小学校						
	中学校						
R2年度	小学校						
	中学校						
R3年度	小学校		2	2		2	
	中学校		1	1		1	
R4年度	小学校		3	3		3	
	中学校		1	1		1	
小学校計			6	5	1	5	1
中学校計		1	2	2	1	2	1
合 計		1	8	7	2	7	2

※1 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態のこと

※2 法第28条第1項第1号に規定する「生命・心身・財産重大事態」のこと

※3 法第28条第1項第2号に規定する「不登校重大事態」のこと

(3) 関係機関との連携を強化した取組

いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を過ごすためには、いじめの問題を早期に対応することが重要であることから、学校組織が専門家や関係機関と連携を密にした取組を実施しました。

<主な取組>

- スクールサポートチームの活用
 - ・学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援の実施
- ネットパトロールの実施
 - ・児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期発見するため、専門機関と連携し、インターネット内のパトロールの実施
- 市関係機関と学校との連携
(連携先)
 - ・教育相談センター、少年愛護センター、家庭支援課、生活福祉課、こども療育センター、障がい者基幹相談支援センター 等
- 県関係機関と学校との連携
(連携先)
 - ・播磨東教育事務所学校問題サポートチーム、東播少年サポートセンター、加古川警察署少年係、健康福祉事務所、中央こども家庭センター、県立こども発達支援センター、県立リハビリテーションセンター、県立ひょうごこころの医療センター、兵庫県こころのケアセンター 等

スクールサポートチームの活用については、平成30年度に教育委員会内に設置し、チーム員の専門性を活かして、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援に取り組んできました〔表6〕。令和2年度からは、学校支援カウンセラーを3名から5名に増員し、学校への緊急支援及び危機介入（心のケア）を行うために学校からの要請に基づきカウンセラーを派遣してきました。また、令和3年度より、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズを行う学校支援ソーシャルワーカー（社会福祉士）を配置し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に取り組むとともに、福祉的課題を抱える児童生徒及びその保護者への対応について、スクールソーシャルワーカーと連携を強化して取り組んできました。

スクールロイヤー以外のチーム員は教育委員会内に配置しているため、学校への支援案件が発生した際は、随時ケース会議を実施し、対応を協議してきました。しかし、スクールロイヤーは、業務の関係上、法律上の助言が中心となっていました。今後は、スクールロイヤーも、チームの一員として、ケース会議に参加しやすいような仕組みを検討し、より多角的な視点から学校を支援していただける体制を強化していきます。

◆ スクールサポートチームの活動状況〔表6〕

チーム員	活動内容	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
いのちと心サポート相談員 (教員OB) 1名	電話・面接	416件	283件	283件	247件	216件
	学校訪問	0件	0件	1件	3件	1件
学校支援ソーシャルワーカー (社会福祉士) 1名※1	電話	245件	207件	— 件	392件	512件
	訪問面接	0件	0件	— 件	176件	199件
学校支援カウンセラー (臨床心理士) 5名※2	電話・面接	178件	83件	2,230件	2,223件	1,831件
	学校訪問	0件	23件	55件	41件	19件
学校安全支援員 (警察OB) 1名	電話・面接	18件	32件	45件	30件	39件
	上記以外の活動	0件	6件	213件	223件	295件
スクールロイヤー (弁護士) 1名	電話・面接	21件	13件	20件	20件	10件

※1 令和1年度までは教育相談専門員（社会福祉士）が担当。令和2年度は教育相談専門員が欠員。

※2 令和1年度までは3名が担当

〔表6より〕

市関係機関と学校との連携については、スクールサポートチームがコーディネートし、教育委員会以外の市の窓口である家庭支援課、市民健康課、生活福祉課、こども療育センター、障がい者基幹相談支援センター等との連携を行っています。特に家庭支援課とは連携を密に行っており、今後も連携による早期対応に取り組んでいきます。

県関係機関と学校との連携については、市関係機関と同様にスクールサポートチームがコーディネートしています。特に播磨東教育事務所学校問題サポートチーム、東播少年サポートセンター、加古川警察署少年係、健康福祉事務所、中央こども家庭センターとは連携を密に行っており、今後も連携による早期対応に取り組んでいきます。

◆ ネットパトロールにおける専門機関からの情報提供〔表7〕

対応区分	R2年度	R3年度	R4年度
専門機関からの情報提供	2,573件	2,300件	3,323件
今後見守りを要する事案 ※1	208件	186件	122件
学校への対応依頼事案 ※2	22件	42件	19件
関係機関への情報提供 ※3	0件	0件	0件

※1 今後見守りを要する事案は、少年愛護センターと専門機関が協議し、今後、見守りが必要であると判断したものの

- ※2 学校への対応依頼事案は、少年愛護センター内で追調査、協議、精査し、学校へ対応を依頼したもの
- ※3 関係機関への情報提供は、緊急対応事案として専門機関から情報提供があり、警察署や医療機関等の関係機関に情報提供したもの

〔表7より〕

ネットパトロールの実施については、コロナ禍において社会的交流が制限される中、児童生徒のインターネットへの依存状態が強まったことから、SNSを介した様々な問題行動が発生しています。これら問題行動に対応するために、令和2年度より、教育委員会と学校が専門機関と連携し、ネット依存やSOSの発見・不適切な書き込み・画像の投稿を早期に発見し、児童生徒に適切な指導を行うとともに、犯罪やトラブルに巻き込まれないようネットパトロールを実施してきました。しかし、問題行動は毎年多く発生しており、情報モラル教育の強化が必要となっています。

また、学校や家庭に相談できない不登校傾向にある児童生徒がSNS上に発信する困り感等を早期発見することで、不登校への早期対応を行います。

(4) 推進体制・検証体制を整える取組

様々ないじめ防止対策の取組を推進するために、学期ごとに教育委員会が学校の取組状況を確認し検証を行い、年3回開催する評価検証委員会において改善基本5か年計画の実施状況の評価・検証しました。

<主な取組>

- アセス推進体制の検証と支援
 - ・ 学校生活適応推進研修講座の実施
 - ・ 要支援領域にある児童生徒への対応状況を学校へ確認
- 教育相談推進体制の検証と支援
 - ・ 教育相談の対応状況を学校へ確認
- いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の検証と支援
- いじめ防止対策等に係る推進体制の周知
- いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の点検と支援
 - ・ 学期毎にいじめ防止対策評価検証委員会による評価検証を実施
 - ・ 評価検証委員会からの助言等は校長会でフィードバック

アセス推進体制及び教育相談推進体制の検証と支援については、学校生活適応推進研修講座を実施してきました。また、学校の推進体制については、長期休業期間（夏季休業日・冬季休業日）中に教育委員会の指導主事が学校を訪問して、要支援領域にある児童生徒への対応状況や教育相談の対応状況を確認し検証を行い、助言等の支援を行ってきました。併せて、いじめ対策委員会及び不登校対策委員会の取組については、指導主事だけではなく、スクールサポートチームも関わり助言等の支援を行ってきました。なお、令和3年度第2回評価検証委員会以降は、学校での対応事例についても非公開の場で評価検証を行ってきました。今後も、研修講座の実施、指導主事やスクールサポートチームによる学校への指導及び助言を継続していきます。

いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の点検と支援については、改善基本5か年計画の実践において、4つの取組ごとにPDCAサイクルを意識し、取り組んできました。そして、さらなる推進の具現化を図るために、学期ごとに評価検証を行ってきました。さらに、評価検証委員会からの助言等に基づき改善基本5か年計画を毎年度改訂し、持続可能ないじめ防止対策の確立に向け取り組んできました〔別添資料8〕。今後も、できる限り学校及び教育委員会の取組について、客観的に評価検証してもらえ体制を築いていきます。

3 取組の成果と課題

4つの行動目標を基にした取組の成果としては、上述の通りです。

改善基本5か年計画では、多くの子どもが、いじめの被害者だけではなく、加害者にもなる現実の中、対処療法的な取組だけではなく、すべての子どもを対象とした、いじめ防止対策を意図的・計画的・継続的に実施していくことで、「いじめの見逃しゼロ」に取り組んできました。

また、いじめの未然防止である「いじめゼロ」を目指す上では、子どもたちの適切な仲間関係づくりに焦点を当てた学校の教育実践の推進を図る必要があります。これまでも各学校の児童会・生徒会を中心に、子どもたちは自らの意見や要望などを、学校や教育委員会などに発信してきましたが、このようないじめ対策に関する「子どもの意見表明」の機会を確保するとともに、子ども自身が、子ども自身の関りのなかで、いじめを防ぎ、いじめられた子どもを支え、いじている子どもを止めることができるよう「子どもたち自身の自治的な課題解決能力」の育成を教育委員会並びに学校は重視する必要があります。

なお、平成30年度、令和元年度、令和3年度、令和4年度（令和2年度はコロナ禍で未実施）の全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙の結果〔別添資料〕より、少しずつではありますが、児童生徒自身が、「いじめはいけないことである」「先生がよいところを認めてくれる」「学校に行くのが楽しい」と思えるようになってきました。これらは、改善基本5か年計画に取り組んできた大きな成果であると考えます。

一方で、今後のいじめ防止対策を構築する上での課題として、次のことが考えられます。

- 家庭、地域、学校外施設とのいじめ防止対策の連携強化
- 教職員のさらなる資質・能力の向上
- いじめ重大事態を意識した指導体制の改善及びいじめ重大事態発生における支援体制の構築
- 関係機関とのさらなる緊密な関係の構築
- 持続可能ないじめ防止対策の確立及び評価検証体制の構築

4 今後の展開

取組の課題を受け、教育委員会としては、改善基本5か年計画に基づき、積み上げてきた実績を継承していきます。そして、「いじめ防止対策」の歩みを止めることなく、未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」として、さらに確固たる実践を推進していきます。その過程において、いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を強力に支援するとともに、子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動の進展を図っていきます。

折しも、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、教育においても「子どもの権利に関する条約」の理念に基づいた実践が重要であることが確認されました。同法第3条では、こども施策について6つの基本理念を謳っています。いじめ防止対策を考える上で、子ども一人ひとりを人格のある個人として尊重し、子ども一人ひとりの意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が確保されることが重要となります。

とりわけ、児童生徒が一日の多くの時間を過ごす学校生活において、必然的に児童生徒と関わる時間の多い教職員が担う役割は大きいです。日常より学級経営や学習指導等の場面において、児童生徒一人ひとりの心に寄り添い、個々の心情の機微を的確にキャッチできる教師力の研鑽は必須であることから、今後も改善基本5か年計画において構築してきた研修体制等を活用し、教職員のスキルアップを図っていきます。また、児童生徒の確かな安心できる居場所づくりと絆づくりを推し進め、友だち（ほどよい距離感でお互いを尊重し合う関係性を含む）や教職員との関係づくりの円滑な展開を図っていきます。児童生徒にとって日々の学校生活そのものが、自己有用感を豊かに育む舞台となるよう、一人ひとりの教職員が学校経営の参画意識をさらに高めていくことも大切となります。そして、よりよい学校経営・学級経営の実現がいじめ防止対策の要となることを改めて意識し、その具現に向けてチーム学校として組織的に取り組み、継続的ないじめ防止対策を展開していきます。